

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への対応にあたっては、校長のリーダーシップのもと、「社会に開かれたチーム学校」として、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめ見逃しゼロ」「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1. いじめとは

「『いじめ』とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と**一定の人間関係**にある他の生徒等が行う心理的又は**物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条）

※一定の人間関係～学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人間関係をさす。

※物理的な影響～身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ◆ いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ◆ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ◆ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◆ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ◆ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ◆ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ◆ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 具体的ないじめの態様

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級でも学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。また、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動を行うと共に、生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1. 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

(1) 自尊感情を高める学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。また、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、自己肯定感・自己有用感につながり、生徒たちは大きく変化していく。

- ◆ 生徒指導リーフ「『絆づくり』と『居場所づくり』」を参考にした学級経営を行う。
- ◆ 学校教育全体を通じた「生命（いのち）の安全教育」の推進

(2) すべての生徒が規律ある態度で参加・活躍できる授業づくり

- ① 全ての教科で「小樽 授業づくり5つのSTEP!!」に基づく授業づくりを推進する。
- ② 全ての教科で学習規律の徹底を図る。
- ③ 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどはないか。
- ④ 授業を担当するすべての教員が公開授業等を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づける。
- ⑤ 教師の何気ない不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしていないか。
- ⑥ 「自ら学び 人とつながり ともに未来を創る」授業となっているか。

(3) 生徒会・委員会活動の活性化

- ① 生徒が自らの手で、計画・運営する活動で、目的実現に向けて取り組ませる。
- ② 生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような活動を行う。

2. 人権を尊重し、豊かな心を育てる

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。そのため、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図っていく。「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対して必要な組織的指導を行う。また、「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対して必要な組織的指導を行っていく。さらに、アイヌの人たちについて正しく理解し、アイヌ文化の価値を認識する取組をする必要がある。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になってくる。生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていく。

3. 保護者や地域との連携

P T Aの各種会議や保護者集会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校・学年・学級だよりなどによる広報活動を積極的に行っていく。

- ◆ 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- ◆ 学級活動等で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ◆ いじめへの取組について学校だより等を通して保護者に協力と情報提供を呼びかける。
- ◆ 学校評議員会においても、「いじめ」に関して取り上げ多角的に問題をとらえる。
- ◆ インターネットを通して行われるいじめを防止するために、小樽市のルール「おたるスマート7」への理解や、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進を促す。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、いじめ対策委員会を要として、事実関係の把握と積極的ないじめの認知をしながら、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1. 生徒の立場に立ち共感的に理解する

- ◆ 一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、研ぎすまされた人権感覚を持ち、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢を基本的なスタンスとしていく。
- ◆ 集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのため、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ち行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

2. 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを常に意識し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。そのことにより、教室や廊下等には日常的に気軽に相談できる「いじめの相談の窓口（ページ広報）」が身近にあることを知らせていく。

(2) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくとともに、定期的な教育相談週間を設けるなど、相談体制を整備していく。

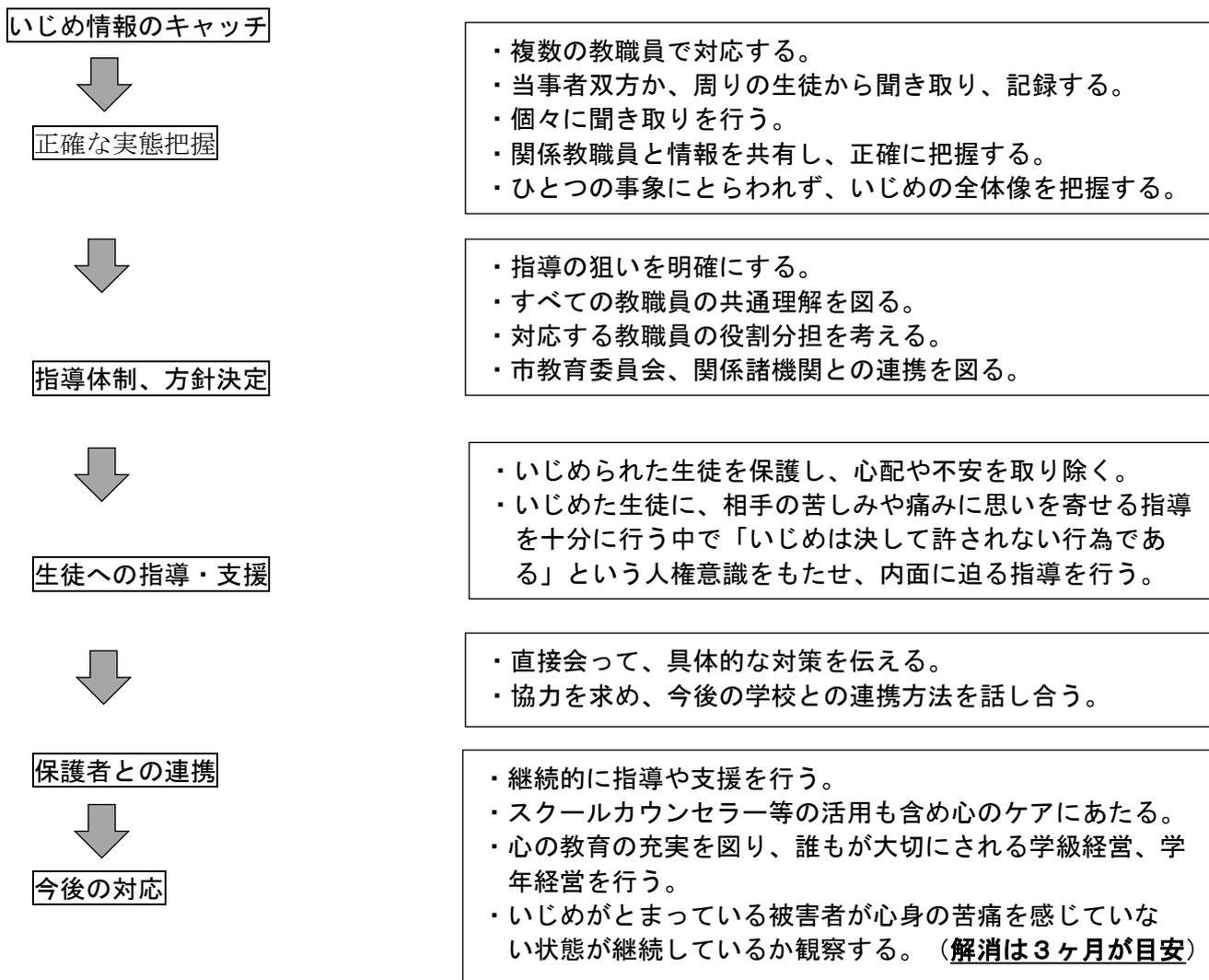
(3) いじめアンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～

実態に応じてアンケート年2回を基本として実施していく。また、いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、記名、無記名等、状況に応じて配慮する。アンケートを実施した後の結果の分析や補充の聞き取りを行い、教職員間で報告し、教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、生徒たち一人ひとりの実態把握に取り組む。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1. いじめ対応の基本的な流れ



2. いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◆ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。
- ◆ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に目が届く体制を整備する。
- ◆ いじめに関わる生徒を最優先に対応し、いじめを見ていた生徒たちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるような意識となるよう指導を行う。はやしたてたり、面白がってみている「聴衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることが理解できる指導も行う。

(2) 事実確認と情報の共有

- ◆ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。
- ◆ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

V 重大事態への対応

1. いじめの疑いに関する情報

- ◎ いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」（VI 組織体制参照）でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ◎ いじめの事実の確認を行い、結果を小樽市教育委員会（以下、市教委）へ報告
- ◎ 生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

2. 重大事態の発生

- ◎ 市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）
 - ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



市教委が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

◆ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※生徒の生命又は身体に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき処置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◆ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◆ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◆ 調査結果を市教委に報告（※市教委 から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

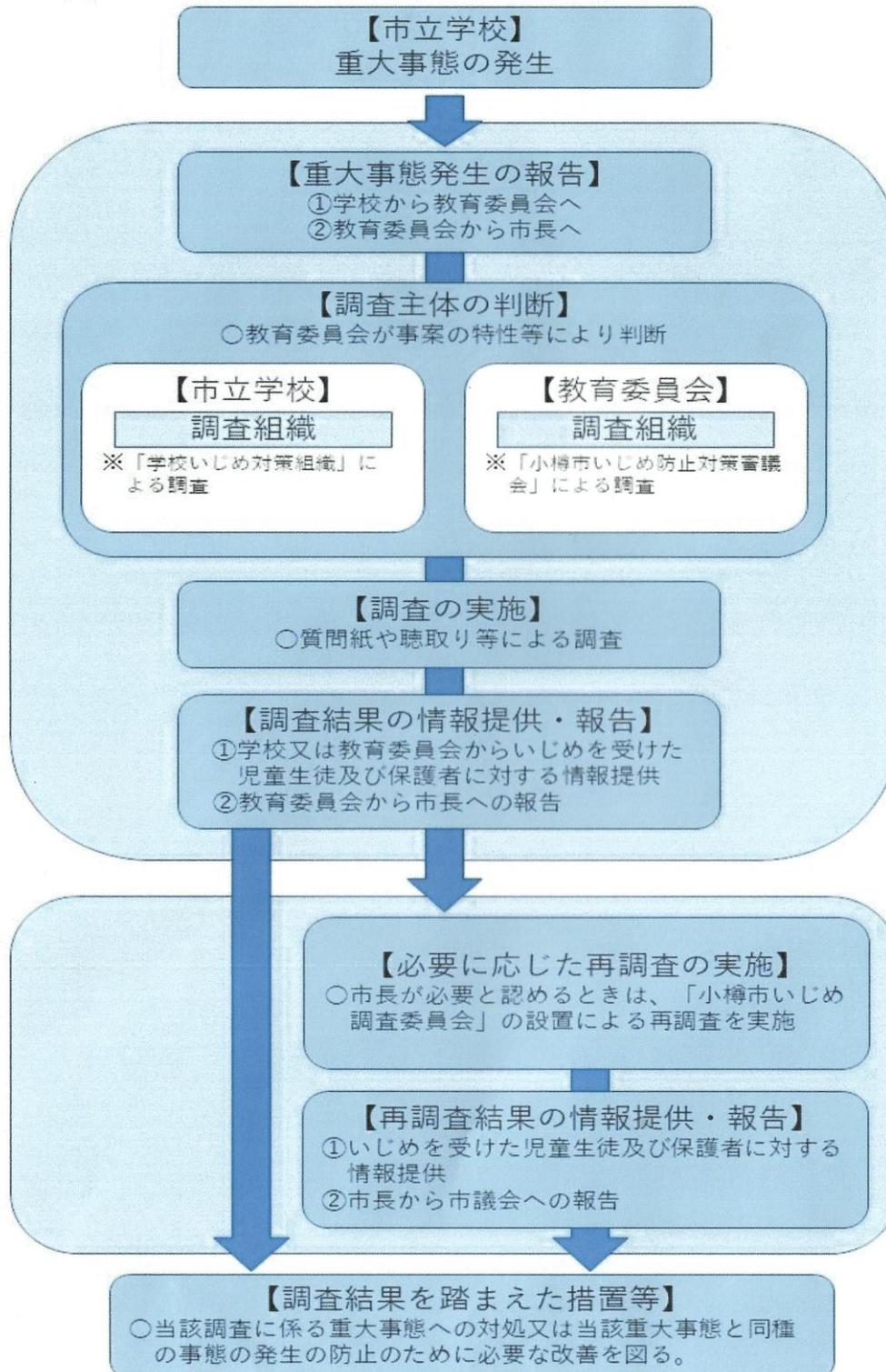
◆ 調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 市教委が調査主体となる場合

◆ 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【平成25年文部科学省生徒指導リーフレット増刊号『いじめのない学校づくり』「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A参考】

【重大事態発生時のフロー図】



Ⅶ 年間指導計画

月	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	◆いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画 ○職員会議 ・生徒指導交流	◇「絆づくり」「居場所づくり」(通年) ◇全ての生徒が規律ある態度で参加・活躍できる授業づくり(通年)	◇相談窓口周知(通年) ・パンフレット ・学校HP等 ◇保護者面談の実施	△月1回の定期的な指導交流の実施(年間)
5月	●校内研修 ・SCによる研修① ▲学校運営協議会での協議	◇道徳教育の充実(通年) ◇旅行的行事の取組 ◇生徒総会の取組		
6月		◇生徒会によるあいさつ運動の実施① ◇いじめ防止標語の取組	◇いじめアンケートの実施①	△「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」(小樽市、～7月)
7月	◆いじめ対策委員会 ・実態把握 ・指導方針	◇体育大会の取組 ◇人権教室の実施	◇教育相談の実施 ◇PTAとの意見交換①	△アンケート結果の公表 △いじめに対する学校評価の実施①
8月				
9月	○職員会議 ・生徒指導交流 ▲学校運営協議会での協議	◇生徒総会の取組		
10月	●校内研修 ・SCによる研修②	◇文化祭の取組 ◇公開研究会	◇教育相談の実施 ◇「ほっと」の実施	
11月		◇生徒会によるあいさつ運動の実施②	◇いじめアンケートの実施②	△「いじめ防止キャンペーン」(小樽市、～12月)
12月	◆いじめ対策委員会 ・実態把握 ・指導方針	◇情報モラル教室 ◇いじめ防止サミットの実施(小中一貫教育) ◇SOSの出し方教室	◇三者面談、保護者面談の実施	△アンケート結果の公表 △いじめに対する学校評価の実施②
1月		◇いじめ防止サミットの結果を踏まえた生徒会の取組		
2月	◆いじめ対策委員会 ・今年度の取組の検証 ・次年度の方針・計画の確定 ▲学校運営協議会での協議		◇PTAとの意見交換②	
3月		◇小学校との引き継ぎ		△学校評価報告書の公表